

第4部 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画【案】

1 概要

(1) 法的根拠

① 米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

② 米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成できるとされていることから、一体のものとして作成します。

(2) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

2 作成する目的・基本的な考え方

米子市障がい福祉計画及び米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、障がい福祉計画等の作成に当たっては、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、本人の意思決定を支援することで、障がいのある人が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

③ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいがある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を、地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築に向けた取組等を計画的に推進します。

その際、米子市地域福祉計画に基づき、身近な地域において、分野横断的かつ包括的な相談・支援を行う相談支援体制の整備を行うとともに、属性を問わない包括的な支援体制として重層的支援体制整備事業を推進します。

⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

加えて、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が共通理解のもとで包括的な支援を行う体制整備を進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保【新規】

障がいのある人の重度化や高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保が必要です。

その実現のため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進を図るとともに、障がい福祉の働きがいなどの積極的な周知・広報等に取り組みます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえる必要があります。

特に、「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」が平成30年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」が令和元年に施行されたことを踏まえ、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現と、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

(1) 体系図



(2) 障がい者自立支援協議会との連携

障がい福祉計画等に掲げた目標値を達成するためには、地域全体で障がいのある人や障がいのある児童を支える体制を構築する必要があります。

鳥取県西部圏域では、平成 20 年に鳥取県西部圏域の 9 市町村共同で「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を設置し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークを構築し、圏域での障がい福祉サービスの提供体制の整備及び支援体制の充実に取り組んでいます。

一方、構成する各市町村の取組の内容や地域性による課題の違いも生じていることから、本市及び日吉津村における障がい福祉サービス等の整備と支援体制の充実にを図ることを目的に、令和元年度に「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」を設置しました。

今後は、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会における取組を中心としながら、圏域での協議会とも連携し、情報や課題の共有を図ることで、本市における障がい福祉サービス等の支援体制の整備を進めます。

4 3年後(令和5年度)の目標値の設定

国の基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、次のことについて令和5年度末の目標値を定めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している人が、地域での生活に移行し、施設に入所している人を削減することを目標とします。

① 国の基本指針の成果目標

- 施設入所者（令和元年度末時点）の6%以上を地域生活へ移行する
- 施設入所者（令和元年度末時点）の1.6%以上を削減する

② 本市の目標値

	令和5年度末の目標値	
	地域生活への移行	施設入所者の削減
令和元年度末 施設入所者数 158 人	10 人 (6.3%)	3 人 (1.9%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するため、令和5年度における目標値を定めます。

① 国の基本指針の成果目標

ア 精神障がい者の地域での生活日数

精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。

※入院後1年以内に退院した人に限る。

イ 精神病床における一年以上長期間入院患者数を削減

精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を、国が定める算出方法により算出した人数とする。

ウ 精神病床における早期退院率

入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとする。

○入院後3か月時点 69%以上

○入院後6か月時点 86%以上

○入院後1年時点 92%以上

② 本市の目標値

ア 精神障がい者の地域での生活日数

精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。

※入院後1年以内に退院した人に限る。

イ 精神病床における一年以上長期間入院患者数を削減

精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を 人とする。

【削減数は、第3回策定委員会で提示】

ウ 精神病床における早期退院率

入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとする。

○入院後3か月時点 69%以上

○入院後6か月時点 86%以上

○入院後1年時点 92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）として、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域の実情に応じて整備するものです。

① 国の基本指針の成果目標

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上、その運用状況を検証、検討する。

② 本市の目標値

本市では、令和2年度に地域生活支援拠点を整備しました。【予定】

今後、年1回以上、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、その運用状況の検証及び検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

福祉施設のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の人数を、令和元年度の1.27倍とする。

(内訳)

○就労移行支援 1.30倍

○就労継続支援A型 1.26倍

○就労継続支援B型 1.23倍

※就労支援事業所等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

※一般就労：一般企業等に就職した者

イ 就労定着支援事業の利用者

令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

ウ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

② 本市の目標値

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	実績	目標値
	令和元年度	令和5年度
一般就労への移行	年間 21人	年間 27人
		(1.29倍)

イ 就労定着支援事業の利用者

令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（目標値27人）のうち、7割（19人）が就労定着支援事業を利用すること。

ウ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

○児童発達支援センター

令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

○保育所等訪問支援

令和5年度末までに、全ての市町村で利用できる体制を整備すること。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。(圏域での確保可)

ウ 医療的ケア児の支援体制の確保

令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。(圏域での設置可)

② 本市の目標値

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

○児童発達支援センター

令和2年度現在、市内に1事業所あります。

○保育所等訪問支援

令和2年度現在、市内に1事業所あります。 ※R2.11 新規

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援事業所

令和5年度末までに少なくとも一つ設置し、身近な地域で利用できる体制の整備を目指します。

○放課後等デイサービス

令和2年度現在、市内に1事業所ありますが、利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

ウ 医療的ケア児の支援体制の確保

○協議の場

令和元年度に、西部圏域で設置しました。

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

※今後、具体的な内容等が国から示される予定のため、第3回策定委員会で提示
(例) モニタリングの検証 など

① 国の基本指針の成果目標

令和5年度末までに、各市町村において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

② 本市の目標値

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市町村職員が障害者総合支援法についての理解を深めるとともに、サービスの利用状況の把握等を行い、適正な運運を行っている事業所を確保するための体制の構築を目指します。

① 国の基本指針の成果目標

令和5年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、下記の取組を行うための体制を構築すること。

○障害者支援法の具体的内容の理解を進めるため、市町村職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修等の受講を推進する。

○過誤請求による市町村及び事業所の事務負担軽減のため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有し、事業所がサービス提供に注力する体制を促進する。

○障がい福祉サービスの質の向上のため、指導監査結果を県、関係市町村等と共有する。

② 本市の目標値

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、下記の取組を行う。

○市職員は、障がい福祉サービス等に係る各種研修等を積極的に受講する。

○過誤請求の具体例等についてサービス提供事業所と共有し、事業所の適正な請求事務を促進する。

○指導監査結果を鳥取県及び関係市町村と共有する。

5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

「4 3年後(令和5年度)の目標値の設定」で掲げた本市の目標値を達成するために必要な障がい福祉サービスの見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

当事者団体への聞き取り及び策定委員会での議論等を通じて、障がい福祉サービスのなかには、利用者のニーズとサービス提供事業所の種類や数には、ミスマッチ（不均衡）が生じており、需給バランスがとれていないことがわかりました。

今後、障がい福祉サービス全体として、障がいのある人や障がいのある児童、その家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制について、米子市・日吉津村障がい者自立支援協会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等について、今までの利用実績を基礎として、障がい児福祉のニーズ調査及び当事者団体等からの聞き取り等を通じて得たサービス利用希望の状況、並びに3年後（令和2年度）の目標値を達成するために必要なサービス提供量などを考慮し、今後の利用者数、利用時間数等の利用ニーズ量を推計したものです。

そのため、潜在的な利用ニーズの状況や各サービスの実施事業所の提供体制の実態とは、一致しない場合があります。

(1) 訪問系サービス（介護給付）

① サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none">対象は、障がいのある人及び児童自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。ホームヘルプサービスとも呼ばれる。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none">対象は、常時介護を必要とする重度の肢体不自由・重度の知的障がい、精神障がいのある人自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う。日常的に利用していた最重度の利用者は、医療機関への入院時も利用可能とする。
行動援護	<ul style="list-style-type: none">対象は、常時介護を必要とする重度の知的障がい、精神障がいのある人及び児童外出時の危険を回避するため、移動中の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none">常時介護を必要とする障がいのある人及び児童で、介護の必要性が著しく高い場合居宅介護をはじめとする必要なサービスを包括的に行う。
同行援護	<ul style="list-style-type: none">対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人及び児童外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う。

② サービスの見込量

単位： 人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	3年度	4年度	5年度
居宅介護	350 人	383 人	420 人
	6,293 時間	6,725 時間	7,186 時間
重度訪問介護	10 人	10 人	10 人
	2,361 時間	2,459 時間	2,561 時間
行動援護	35 人	37 人	40 人
	1,084 時間	1,156 時間	1,232 時間
重度障害者等 包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	23 人	23 人	23 人
	279 時間	279 時間	279 時間

○平成 29 年度から令和元年度までの実績を考慮して、利用者数、時間数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○訪問系サービスを行っている事業所は、令和 2 年 7 月現在、市内に 77 事業所あります。

○居宅介護及び行動援護は、利用ニーズは多いものの、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないなどの理由により、希望する時間に利用できないなどニーズを満たせていない実態があります。

○地域生活への移行を推進するなかで、利用者の増加が見込まれるなど、地域の受入れ体制として訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があることから、事業所に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

○提供体制の整備に当たっては、量の確保ととに、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、ホームヘルパーに対する講座・講習などへの受講について、事業所への働きかけを進めます。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス別	事業所数
居宅介護	32
重度訪問介護	30
行動援護	9
重度障害者等包括支援	0
同行援護	6

※複数のサービスを行っている事業所があります。

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人 ・主に昼間、障がい者支援施設で食事、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、病院等への長期入院による医療が必要な常時介護を必要とする障がいのある人 ・主に昼間、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の食事・入浴等の介護、日常生活上の世話等を提供する。
短期入所 (福祉型・医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、障がいのある人及び児童 ・居宅で介護をしている介護者が疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がいのある人等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	3年度	4年度	5年度
生活介護	333人	352人	371人
	6,713人日	7,520人日	8,423人日
療養介護	21人	21人	21人
	637人日	637人日	637人日
短期入所（福祉型）	70人	82人	111人
	366人日	382人日	399人日
短期入所（医療型）	11人	13人	15人
	58人日	61人日	64人日

○平成29年度から令和元年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○日中活動系サービス（介護給付）を行っている事業所は、令和2年7月現在、市内に26事業所あります。

○短期入所については、利用ニーズは多いものの、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないなどの理由により、利用ニーズを満たせていない実態があります。

今後も、地域生活への移行者や介護をしている家族のレスパイトでの利用などにより利用ニーズが高い状態が続くと見込まれるため、実施事業所の確保に努め、利用しやすい体制整備を促進します。

○提供体制の整備に当たっては、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、

サービスに従事する支援員等の人材育成を図るため、研修の受講などについて事業所への情報提供を行うとともに、必要なサービス量が提供できるよう福祉人材の確保を促進します。

○障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス別	事業所数
生活介護	14
療養介護	0
短期入所	12 <u>(うち医療型 2)</u>

※複数のサービスを行っている事業所があります。

※休止中の事業所を除く。

【訓練等給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、身体障がいのある人や難病患者等で、地域生活へ移行する上で、身体機能の維持・回復などのための支援が必要な人 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所と合わせて、身体機能の維持・回復、家事等の訓練を行う。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、退所・退院した知的障がいと精神障がいのある人で、地域生活へ移行する上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な人 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、生活能力を向上するために必要な訓練や生活相談を行う。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、一般就労を希望する 65 歳未満で、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人 定められた期間、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性にあった職場探しや就労後の職場安定のための支援を行い、就労定着に必要な指導等を行う。
就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、一般企業等での就労が困難な人で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人 就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練その他の必要な支援や指導等を行う。
就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、企業等や就労継続支援(A型)での就労経験がある人で、雇用契約に基づく就労が困難になった障がいのある人や、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった障がいのある人等。 就労の機会や生産活動の機会の提供、一般就労に向けた訓練

	その他の必要な支援や指導等を行う。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	3年度	4年度	5年度
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む	26人	26人	26人
	419人日	419人日	419人日
就労移行支援	34人	35人	37人
	472人日	474人日	475人日
就労継続支援 (A型)	134人	139人	140人
	2,531人日	2,610人日	2,692人日
就労継続支援 (B型)	660人	696人	734人
	11,355人日	12,026人日	12,736人日
就労定着支援	7人	9人	11人

○平成29年度から令和元年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、企業の障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、受入や職場定着に対する啓発などについて、福祉、労働、教育分野が連携して、就労支援体制の構築に努めます。
- 障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達法に基づき、市は福祉施設からの優先的な物品や役務の調達に取り組みます。
- 日中活動系サービス(訓練等給付)を行っている事業所は、令和2年7月現在、市内に48事業所あります。
- 就労継続支援(B型)は、利用者数に対して各事業所の定員の合計が大きく上回っている実態があり、地域の実情に即した提供体制となるよう、令和2年10月から新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われています。
- 各事業所には、定員の確保だけでなく、より質の高いサービスが円滑に提供され、もって利用者への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、県と連携し、事業所への指導等を行います。

○就労定着支援については、「4 3年後(令和5年度)の目標値の設定」の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」において、一般就労への移行の目標値が示されており、利用者の確保とともに支援の充実を事業所に働きかけます。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス別	事業所数
自立訓練(機能訓練)	0
自立訓練(生活訓練)	2
就労移行支援	2
就労継続支援(A型)	9
就労継続支援(B型)	33
<u>就労定着支援</u>	<u>2</u>

※複数のサービスを行っている事業所があります

※休止中の事業所を除く。

(3) 居住系サービス(介護給付・訓練等給付)

① サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がい者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人 障がいのある人の理解力や生活力等を補うため、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がいのある人(身体障がいのある人は65歳未満か65歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人) 夜間に共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、施設に入所している障がいのある人 主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
<u>地域生活支援拠点等</u>	<p>【新規】</p> <p><u>障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備する。</u></p>

② サービスの見込量

サービス名	人=月間の利用人数		
	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	8人	11人	14人
共同生活援助	173人	181人	189人

(グループホーム)			
施設入所支援	154 人	151 人	148 人
<u>地域生活支援拠点等</u>			
<u>設置か所数</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>
<u>検証・検討の実施回数</u>	<u>1 回以上</u>	<u>1 回以上</u>	<u>1 回以上</u>

○平成 29 年度から令和元年度までの実績を考慮して、利用者数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○地域生活の拠点にもなるグループホームについては、近年、障がいの程度が軽度や中度の人が利用できるグループホームの新規設置が進んでいます。

一方、重度心身障がいや行動障がいのある人、医療的ケアが必要な人が利用できる施設は不足しており、施設入所者の地域生活への移行のための受け入れ先として、重度心身障がいのある人等が利用できるグループホームの整備について、運営主体となる法人組織等への協力を呼びかけます。

○施設整備に当たっては、国・鳥取県とともに、補助金を交付し、整備の支援を行います。

○施設入所支援の見込量は、「4 3 年後(令和 5 年度)の目標値の設定」の「(1) 施設入所者の地域生活への移行」における地域生活への移行者の目標値を踏まえることとします。

(参考) 市内事業所等の内訳 (令和 2 年 7 月現在)

サービス別	事業所数	施設数
<u>自立生活援助</u>	<u>2</u>	—
共同生活援助(グループホーム)	—	50
施設入所支援	3	—

(4) 相談支援体制

① サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がいのある人及び児童 障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人や児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、サービス等利用計画を作成する。
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に長期入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して、地域生活を継続していくため、常時の連絡体制の確保し、緊急の場合には相談や対応等の支援を行う。

②サービスの見込み量

人＝月間の利用人数

サービス名	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	413人	479人	555人
地域移行支援	5人	8人	11人
地域定着支援	2人	3人	4人

○平成29年度から令和元年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込み量確保のための方策

○相談支援を行っている事業所は、令和2年7月現在、市内に24事業所あります。

○障がいのある人や児童それぞれの心身の状況や障がい福祉サービス等の利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の技能の向上を図り、障がいのある人やその家族等が、適切な相談支援を受けることができる体制整備を目指します。

○サービス等利用計画が必要な人には、もれなく作成されるよう、相談支援事業所の新規設置、相談支援専門員の増員等について、関係事業者等に情報提供等を行います。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス別	事業所数
計画相談支援	16
地域移行支援	4
地域定着支援	4

※複数のサービスを行っている事業所があります

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【第3回策定委員会で提示】

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【第3回策定委員会で提示】

6 障がいのある児童に係る福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

米子市障がい児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情等を踏まえて定めるものです。

障がい児福祉サービスについては、障がい福祉サービスと同様に、サービスの利用者のニーズと、サービス提供事業所の種類や数に、需給バランスがとれていない現状があります。

今後、障がい児福祉サービス全体として、障がいのある児童やその家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制について、米子市・日吉津村障がい者自立支援協会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、障がい児福祉サービス等について、今までの利用実績を基礎として、当事者団体等からの聞き取り等を通じて得たサービス利用希望の状況、並びに3年後（令和2年度）の目標値を達成するために必要なサービス提供量などを考慮し、今後の利用者数、利用時間数等の利用ニーズ量を推計したものです。

そのため、潜在的な利用ニーズの状況や各サービスの実施事業所の提供体制の実態とは、一致しない場合があります。

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、療育が必要とされる未就学の障がいのある児童 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、肢体不自由で、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童 児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童 障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童 放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練、創作的活動、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、保育所や幼稚園等に通う集団生活の適応のための専門的な支援が必要な障がいのある児童 保育所等を訪問し、障がいのある児童本人、またはスタッフに対し、他の児童との集団生活への適応のための訓練や、スタッフへの支援方法等の指導など、専門的な支援を行う。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障害児通所支援を利用しようとする障がいのある児童

	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童または保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	62人	66人	70人
	623人日	657人日	692人日
医療型児童発達支援	10人	10人	10人
	46人日	46人日	46人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	236人	250人	266人
	3,361人日	3,709人日	4,092人日
保育所等訪問支援	2人	2人	2人
	2人日	2人日	2人日
障がい児相談支援	95人	109人	126人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	人	人

○平成29年度から令和元年度までの実績及びニーズ調査の結果を考慮して、利用者数を推計しました。

③ 見込み量確保のための方策

○令和2年7月現在、障害児通所支援を行っている事業所は、市内に25事業所、障害児相談支援を行っている事業所は、市内に17事業所あります。

○利用を希望する障がいのある児童一人ひとりが、心身の状況や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

○「居宅訪問型児童発達支援」については、市内でのサービス提供に向けて、事業所に対して広く情報提供を行います。

○「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」については、養成研修の修了者が、市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス別	事業所数
児童発達支援	7
医療型児童発達支援	1
居宅訪問型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	17
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援	17

※R2.11 新規1

※複数のサービスを行っている事業所があります。

(2) 子ども・子育て支援等

① サービスの概要

サービス名	概要
第1号認定 (幼稚園等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 幼稚園、認定こども園で教育を受ける。
第2号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
第3号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳未満の児童 保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、小学校に就学している児童 保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童が利用。

② サービスの見込量

【第3回策定委員会で提示】

人=月間の利用人数

サービス名	3年度	4年度	5年度
第1号認定 (幼稚園等)	人	人	人
第2号認定 (保育所等)	人	人	人
第3号認定 (保育所等)	人	人	人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	人	人

③ 見込量確保のための方策

- 保育所及び認定こども園（保育認定）等では、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受入れについて、今後も保育に必要な体制整備を行います。
- 支援や見守りが必要な児童が、希望する幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童健全育成事業等を利用できるよう、受入れの体制整備を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童の受入れについて、保健、医療、福祉等の関連分野が、共通理解のもと、鳥取県を含め関係機関とともに協働する支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人や児童、難病の人が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会参加の機会の確保を図り、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、さまざまな事業を地域の実情に応じて実施するものです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 制度の概要

日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行うものです。

② 今後の方針

現在、鳥取県西部圏域の9市町村と共同で、委託事業により、地域生活支援セミナーとして毎月開催しています。

今後も継続して実施するとともに、市のホームページなどを利用し、開催について市民に周知するなど、啓発活動を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

① 制度の概要

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが、地域において自発的に行うピアサポートや災害対策などの活動を支援するものです。

② 今後の方針

現在、この事業により市内にある障がい者団体の一つの活動を支援しています。

今後とも事業の周知に努め、障がいがある人が自立した日常生活や社会生活をおくるための自主的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

① 制度の概要

障がいのある人や児童、その保護者や介護者などからの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用の支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行うものです。

② 今後の方針

現在、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、市内の4事業所に委託し実施しています。

また、平成30年4月に地域における障がい分野の相談支援の中核的な役割を担う「米子市障がい者基幹相談支援センター」を障がい者支援課内に設置しました。今後も地域における相談支援体制の充実に努めます。

また、賃貸住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により契約が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行う「住宅入居等支援事業（居住サポ

ート事業)」を実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 制度の概要

障がい福祉サービスの利用のため、成年後見制度を利用することが有用な知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用に係る申立費用や後見人等への報酬等について補助を行うものです。

② 今後の方針

今後、障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の必要性はますます高くなると見込まれます。

身寄りのない人や親族が申立をしない場合には、市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立を行う事案や本事業により成年後見制度を利用する場合の費用を助成することで、障がいのある人の権利擁護を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 制度の概要

成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための支援などを行うものです。

② 今後の方針

今後も、成年後見の重要性が増している状況を踏まえ、法人後見制度普及推進研修会の開催や法人後見団体（組織）の立ち上げ支援を、委託事業により行います。

(6) 意思疎通支援事業

① 制度の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行い、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するものです。

② 今後の方針

鳥取県手話言語条例に続き、米子市手話言語条例を平成31年3月に施行しました。
今後、本市条例に基づき手話言語に関する施策を推進します。

障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供として、言葉や文字で意思疎通を図ることが困難な障がいのある人への情報保障の取組を推進し、障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で欠かせない意思疎通を支援します。

また、今後、聴覚障がいがある人への手話通訳者や要約筆記者の派遣はもとより、視覚障がいがある人へ読等の点訳や代の支援についても検討していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① 制度の概要

障がいのある人や児童、難病の人などに対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

② 今後の方針

障がいのある人などが、地域生活へ移行するためにも、在宅での生活に必要な用具等の給付を継続していきます。

用具については、利用者のニーズ等を踏まえて、見直しを行っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① 制度の概要

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行うものです。

② 今後の方針

手話奉仕員の養成として、入門過程、基礎課程の研修を、鳥取県西部圏域の9市町村と共同で、委託事業により、今後も継続して行います。

手話奉仕員は、意思疎通支援事業における手話通訳者派遣において、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員も当面派遣することができることとされていることから、手話奉仕員養成研修の受講者の拡大に向けた周知を図ります。

(9) 移動支援事業

① 制度の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出における移動を支援するものです。

② 今後の方針

障がいのある人の日常生活上のニーズや社会参加のため、今後も利用ニーズは増加するものと見込まれます。

一方で、人材不足等により事業所の受け入れができないなどの理由により、希望どおりに利用できない実態があります。

そのため、事業所の確保やそこで働く人材確保に向けて関係事業者等と検討する必要があります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 制度の概要

障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

② 今後の方針

障がいの特性に合わせた活動の提供、地域交流、社会参加の場として、今後も障がいのある人の地域生活を支援していきますが、就労継続支援（B型）事業所の利用が増えたことなどにより、地域活動支援センターの利用者は減少傾向にあります。

現在、市内には6か所ありますが、利用者のニーズ等を踏まえるとともに、地域活動支援センターが重層的支援体制整備事業のなかに位置付けられていることを踏まえ、地域活動支援センターの役割と機能を整理し、充実強化を図ります。

【その他の事業】

(1) 日中一時支援事業

① 制度の概要

障がいのある人等の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

② 今後の方針

日中一時支援は、障がいのある人が作業所との併用で利用したり、障がいのある児童が、放課後等デイサービスの利用と併用して補完的に利用するなど、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

利用を希望する障がいのある人や児童が、その障がいの状況や特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、事業所や関係機関との連携を図り、支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス

① 制度の概要

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供するものです。

② 今後の方針

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、今後も引き続き実施します。

(3) 点字・声の広報等発行

① 制度の概要

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、市の広報や生活情報など、障がいのある人等が地域生活をする上で必要性が高い情報を定期的に提供するものです。

② 今後の方針

文字による情報入手が困難な障がいのある人等への情報保障の取組として、「広報よなご」をはじめとする市の広報物や生活情報等の点字版や音声版の提供を、今後も継続して実施します。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成

① 制度の概要

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成するものです。

② 今後の方針

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、今後も引き続き実施します。

地域生活支援事業 【サービスの見込量】

【第3回策定委員会で提示】

【必須事業】

サービス名		3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援	事業所数	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	—	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	人	人	人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	件数/年	件	件	件
要約筆記者派遣	件数/年	件	件	件
手話通訳者設置	設置	人	人	人
日常生活用具給付等事業	件数/年	件	件	件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	人	人	人
移動支援事業	実利用者数	人	人	人
	延べ利用時間数	時間	時間	時間
地域活動支援センター	事業所数	か所	か所	か所
	実利用者数	人	人	人

【その他の事業】

サービス名		3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	実利用者数	人	人	人
	延べ利用時間数	時間	時間	時間
訪問入浴サービス	利用者数	人	人	人